

全国老施協発第 1573 号
平成 30 年 11 月 12 日

社会保障審議会介護給付費分科会
分科会長 田 中 滋 様

公益社団法人全国老人福祉施設協議会
会 長 石 川 憲



消費税増税に伴う基準費用額等の見直しについて（要望）

2019 年 10 月の消費税増税にかかる介護報酬上の対応として、以下について要望します。

一. 本体報酬のもち方について

平成 26 年度の消費税 8 %への対応と同様に、各サービスにおける課税費用を反映したうえで対応をお願いいたします。具体的には、次のとおりです。

- ・ 基本単位数への上乗せについては、人件費、その他の非課税品目を除いた課税割合を算出し、これに税率引き上げ分を乗じ、基本単位の上乗せ率を算出し、上乗せを行うこと
- ・ 各加算については、課税費用の割合が大きいと考えられるものについては、基本単位数への上乗せ率と同様に課税費用にかかる上乗せ対応を行うこと
- ・ 課税費用の割合が小さいものや、もとの単位数設定が小さいために上乗せ単位が 1 単位に満たないものについては、基本単位数の上乗せに際して、これらの加算に係る消費税相当分も含めて上乗せを行うこと

二. 基準費用額について

基準費用額については、消費税 8 %引き上げ時に際しては、介護事業経営概況調査により、食費、居住費の実態を調査した結果、現行の基準費用額を設定した際の費用額と、消費税引き上げの影響を加味した費用額に一定の変動が認められるものの、第 5 期介護事業計画期間の中途において見直しを要するほどの変動幅ではないため、据え置くこととされた経緯があります。

しかしながら、現場の実費負担増は無視できないものとなっておりますので、適切な実費価格への反映をお願いいたします。具体的には、次のとおりです。

① 食費について

食費の基準費用額については、平成 17 年 10 月改定以降単価そのものが見直されておられません。利用者の栄養ケアの充実と食べる楽しみを支援する観点から、8%増税時点に遡及して調理委託相当額及び食材料費相当額にかかる消費税増税分について反映いただくようお願いいたします。

② 居住費について

居住費の基準費用額については、従来型多床室に限って見直しがされたところですが、10%の増税となった際にも基準費用額との差額についてはコストの補填が十分にできない他、ユニット型施設については、今後従来型多床室と同程度の修繕が必要となることを踏まえれば、現状の基準費用額では足りず、利用者の安心、安全のための施設設備の更新が困難となります。

このため、消費税増税分及び修繕に伴う費用を見越し、適切な対応をお願いいたします。

三. 介護職員処遇改善加算について

新しい経済政策パッケージにおいては、「他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に」と記されています。

現行の介護職員処遇改善加算において高まった賃金水準を後退させることのないよう留意しつつ、新たな財源にて手当される充実分については、介護職員以外の職員にも適用できるようにするなどの仕組みを検討いただくようお願いいたします。

以上